

巻末資料

老朽化した都市計画施設の改修に関する事業

次表の都市計画施設の改修事業は、都市再生特別措置法第 109 条の 2 に基づく都市計画事業として実施します。

表 1 公園事業一覧（令和 7 年 3 月 26 日大阪府同意）

番号	施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業地	改修事業の概要	事業施行期間		新たな土地の収用又は使用	備考
					自	至		
1	吹田市	北部大阪都市計画公園事業 2・2・205-9 号 豊津公園	吹田市 豊津町 地内	公園施設の修繕等	本計画 公表日	令和 10 年 3 月 31 日	該当 しない	新規
2	吹田市	北部大阪都市計画公園事業 2・2・205-51 号 末広公園	吹田市 末広町 地内	公園施設の修繕等	本計画 公表日	令和 10 年 3 月 31 日	該当 しない	新規
3	吹田市	北部大阪都市計画公園事業 2・2・205-53 号 あんず公園	吹田市 五月が丘 北 地内	公園施設の修繕等	本計画 公表日	令和 10 年 3 月 31 日	該当 しない	新規
4	吹田市	北部大阪都市計画公園事業 2・2・205-60 号 原竜が池公園	吹田市 原町 3 丁目 地内	公園施設の修繕等	本計画 公表日	令和 10 年 3 月 31 日	該当 しない	新規
5	吹田市	北部大阪都市計画公園事業 3・3・205-13 号 新芦屋中央公園	吹田市 新芦屋上 地内	公園施設の修繕等	本計画 公表日	令和 10 年 3 月 31 日	該当 しない	新規

表 2 緑地事業一覧（令和 7 年 3 月 26 日大阪府同意）

番号	施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業地	改修事業の概要	事業施行期間		新たな土地の収用又は使用	備考
					自	至		
6	吹田市	北部大阪都市計画緑地事業 第 2 0 5 - 1 号 千里緑地	吹田市 高野台 3 丁目、高野台 5 丁目、 山田西 2 丁目及び 山田西 3 丁目 地内	公園施設の修繕等	本計画 公表日	令和 12 年 3 月 31 日	該当 しない	新規